

改正案	現行
<p>(免許の単位)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 基幹放送局(基幹放送(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。)を行う実用化試験局を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地上基幹放送等の基幹放送の区分</p> <p>(1) 地上基幹放送</p> <p>(2) 衛星基幹放送</p> <p>(3) <u>移動受信用地上基幹放送</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>基幹放送の種類による区分</u></p> <p>(1) <u>中波放送</u></p> <p>(2) <u>短波放送</u></p> <p>(3) <u>超短波放送</u></p>	<p>(免許の単位)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 基幹放送局(基幹放送(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。)を行う実用化試験局を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地上基幹放送等の基幹放送の区分</p> <p>(1) 地上基幹放送</p> <p>(2) 衛星基幹放送</p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>基幹放送の種類による区分</u></p> <p>(1) <u>中波放送</u></p> <p>(2) <u>短波放送</u></p> <p>(3) <u>超短波放送</u></p>

- (4) ~~標準テレビジョン放送~~
- (5) ~~高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送~~
- (6) ~~高精細度テレビジョン放送~~
- (7) ~~データ放送~~
- (8) ~~マルチメディア放送~~
- (9) ~~超短波音声多重放送~~
- (10) ~~超短波文字多重放送~~
- (11) ~~超短波データ多重放送~~
- (12) ~~標準テレビジョン音声多重放送~~
- (13) ~~標準テレビジョン文字多重放送であつて、(18)以外のもの~~
- (14) ~~標準テレビジョン・データ多重放送であつて、(18)以外のもの~~
- (15) ~~高精細度テレビジョン音声多重放送~~
- (16) ~~高精細度テレビジョン・データ多重放送~~
- (17) ~~フアクシミリ放送~~
- (18) ~~標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送（垂直帰線消去期間を使用する伝送方式によるものに限る。）を併せ行うもの~~
- (19) ~~その他の放送~~

五・六 (略)

6 ～ 9 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一 (略)	(略)

- (4) ~~標準テレビジョン放送~~
- (5) ~~高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送~~
- (6) ~~高精細度テレビジョン放送~~
- (7) ~~データ放送~~
- (8) ~~超短波音声多重放送~~
- (9) ~~超短波文字多重放送~~
- (10) ~~超短波データ多重放送~~
- (11) ~~標準テレビジョン音声多重放送~~
- (12) ~~標準テレビジョン文字多重放送であつて、(17)以外のもの~~
- (13) ~~標準テレビジョン・データ多重放送であつて、(17)以外のもの~~
- (14) ~~高精細度テレビジョン音声多重放送~~
- (15) ~~高精細度テレビジョン・データ多重放送~~
- (16) ~~フアクシミリ放送~~
- (17) ~~標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送（垂直帰線消去期間を使用する伝送方式によるものに限る。）を併せ行うもの~~
- (18) ~~その他の放送~~

五・六 (略)

6 ～ 9 (略)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一 (略)	(略)

二 超短波放送 （テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（三の項及び六の項に掲げるものを除く。））	(略)
三〜八 (略)	(略)

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

- (1) 協会の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り
- (2) ~~移動受信用地上基幹放送をする特定基地局~~ 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り及び事業計画
- (3) ~~(1)及び(2)以外の~~基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二〜九 (略)

2〜4 (略)

二 超短波放送を行う基幹放送局及びテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う基幹放送局（三の項及び六の項に掲げるものを除く。）	当該無線局が送信に際して使用しなければならない単一の値の空中線電力（実効輻射電力を併せて指定する。また、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）
三〜八 (略)	(略)

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

- (1) 協会の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り
- (2) ~~(1)以外の~~基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二〜九 (略)

2〜4 (略)

改正案	配 件
<p>別表第二号第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>1～6 (表略)</p> <p>注1～19 (略)</p> <p>20 18の欄の記載は次によること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 空中線電力の記載は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送</u>、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に限る。)を併せて記載すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>別表第二号第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>1～6 (表略)</p> <p>注1～19 (略)</p> <p>20 18の欄の記載は次によること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 空中線電力の記載は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に限る。)を併せて記載すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

21～23 (略)

24 23 の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送又は移動受信地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (略)

(3) (略)

21～23 (略)

24 23 の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項)の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2項第1号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号)に規定する基幹放送局設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備)の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号)に規定する基幹放送局設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹

(4) (略)

25～36 (略)

別表第二号の二第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1～4 表 (略)

注1～3 (略)

4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

放送局等設備)を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

25～36 (略)

別表第二号の二第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1～4 表 (略)

注1～3 (略)

4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又は標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6)～(10) (略)

6～8 (略)

9 8の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局のものにあつては海拔高(空中線の輻射体の中心までの高さとする。)及び地上高(主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(6)～(10) (略)

6～8 (略)

9 8の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局のものにあつては海拔高(空中線の輻射体の中心までの高さとする。)及び地上高(主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心ま

体の中心までの高さとする。)を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高(空中線の最高部までの高さとする。)を記載すること。

イ (略)

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向(真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。)及び相対利得(dBd)又は絶対利得(11.7GHz から 12.2GHz までの周波数の電波を使用するものに限る。) (dBi)を記載すること。

イ・ウ (略)

(5) (略)

10~12 (略)

13 12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は型式、構成(偏波面を含む。)及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

での高さとする。)を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高(空中線の最高部までの高さとする。)を記載すること。

イ (略)

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向(真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。)及び相対利得(dBd)又は絶対利得(11.7GHz から 12.2GHz までの周波数の電波を使用するものに限る。) (dBi)を記載すること。

イ・ウ (略)

(5) (略)

10~12 (略)

13 12の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は型式、構成(偏波面を含む。)及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

(略)

(2)～(4) (略)

14～18 (略)

19 19 及び 21 の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア 標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)、マルチメディア放送、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により 19 の欄に記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

A (略)

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
-------	-------	------	--------	-------

(記載例)

双ループ H 2 L 2 段 3 面 0 度(真北から 75 度、245 度、335 度方向)

4 L 1 段 1 面 - 2 度(真北から 160 度方向)

(2)～(4) (略)

14～18 (略)

19 19 及び 21 の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア 標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により 19 の欄に記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ア) 19 の欄は、アに準じて記載すること。

(イ) 21 の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
-------	-------	------	--------	-------

標準 テレビ ジョン 放送	0~30°	1°	0~360°	2°
超短波 放送	0~30°	1°	0~360°	2°
マルチ メディア 放送	0~30°	1°	0~360°	2°
中波放 送	0~90°	5°	0~360°	5°

B (略)

ウ (略)

20~26 (略)

標準 テレビ ジョン 放送	0~30°	1°	0~360°	2°
超短波 放送	0~30°	1°	0~360°	2°
中波放 送	0~90°	5°	0~360°	5°

B 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

ウ (略)

20~26 (略)